

# 令和5年 恵庭市議会第4回定例会議事日程表（11月24日）

## 1. 日 程

日程	議案番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		諸 般 の 報 告	
4		行 政 報 告	
5		教 育 行 政 報 告	
6	審査報告第1号	経済建設常任委員会付託案件審査報告 陳情第7号 ルルマップパークゴルフ場に係る土地利用計画の見直しを求める陳情書	
7	議案第1号	恵庭市長及び副市長の給与に関する条例及び恵庭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について	即決
8	議案第2号	恵庭市職員の給与に関する条例の一部改正について	〃
9	議案第3号	恵庭市まちづくり基本条例の一部改正について	総文委付託
10	議案第4号	恵庭市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	即決
11	議案第5号	公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉施設5施設）	(一括) 即決
12	議案第6号	公の施設の指定管理者の指定について（パークゴルフ場5施設）	
13	議案第7号	公の施設の指定管理者の指定について（体育施設23施設）	
14	議案第8号	公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市恵み野子どもの集う場所）	即決
15	議案第9号	公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市都市公園、公共緑地等168施設）	経建委付託
16	議案第10号	公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市民会館、恵庭市島松公民館及び地区会館）	(一括) 総文委付託
17	議案第11号	公の施設の指定管理者の指定について（夢創館）	
18	議案第12号	市道の認定及び変更について	経建委付託
19	議案第13号	令和5年度恵庭市一般会計補正予算（第5号）	即決
20	議案第14号	令和5年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
21	議案第15号	令和5年度恵庭市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
22	議案第16号	恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃
23	陳情第8号	国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める陳情書	総文委付託
	陳情第9号	国の責任で教職員未配置問題の改善を求める陳情書	〃

	陳情第10号	特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情書	総文委付託
23	陳情第11号	学校給食の無償化を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
	陳情第12号	令和7年度改定予定の事業系一般廃棄物処理手数料に関する陳情書	厚消委付託
24		一般質問	

## 2. 会 期

	日 程	曜日	会 議 区 分	摘 要
1	1 1 月 2 4 日	金	本会議(10:00)	諸般の報告・行政報告・教育行政報告・議案審議
2	1 1 月 2 5 日	土	休 会	
3	1 1 月 2 6 日	日	休 会	
4	1 1 月 2 7 日	月	休 会	
5	1 1 月 2 8 日	火	休 会	
6	1 1 月 2 9 日	水	本会議(10:00)	一般質問
7	1 1 月 3 0 日	木	本会議(10:00)	一般質問
8	1 2 月 1 日	金	本会議(13:00)	一般質問
9	1 2 月 2 日	土	休 会	
10	1 2 月 3 日	日	休 会	
11	1 2 月 4 日	月	本会議(13:20)	一般質問
			委 員 会 (※本会議終了後)	議会運営委員会
12	1 2 月 5 日	火	委員会(10:00)	総務文教常任委員会
13	1 2 月 6 日	水	委員会(10:00)	厚生消防常任委員会
14	1 2 月 7 日	木	委員会(10:00)	経済建設常任委員会
15	1 2 月 8 日	金	委員会(10:00)	基地特別委員会
			委員会(13:00)	議会改革特別委員会
16	1 2 月 9 日	土	休 会	
17	1 2 月 1 0 日	日	休 会	
18	1 2 月 1 1 日	月	委員会(10:00)	恵庭市議会ハラスメント根絶特別委員会
19	1 2 月 1 2 日	火	委員会(10:00)	議会運営委員会
20	1 2 月 1 3 日	水	本会議(13:00)	審査報告・議案審議

## 審査報告第1号

### 経済建設常任委員会付託案件審査報告

第3回定例会において付託された案件について、委員会は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

令和5年11月24日

経済建設常任委員会委員長 武藤 光 一

恵庭市議会議長 長谷 文子 様

#### 1. 審査の結果

- (1) 陳情第7号 ルルマップパークゴルフ場に係る土地利用計画の見直しを求める陳情書

本案件は、審議中のところ令和5年10月30日付で陳情代表者から諸般の事情により取り下げたい旨の申し出があり、委員会はこれを承認することに決定したので報告します。

議案第 16 号

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 5 年 1 月 24 日提出

恵庭市議会議員	市川 慎二	前田 孝雄	川原 光男
	川股 洋一	小橋 薫	石井 美季
	宮 利徳	早坂 政芳	吉永 孝之
	矢野 浩章	三上 まどか	野沢 宏紀
	松島 緑	生本 富士代	武藤 光一
	澁谷 敏明	太田 実保	小林 卓矢

記

恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年条例第 18 号）  
の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 3 条（略）  （期末手当） 第 4 条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 215</u> を乗じて	第 1 条～第 3 条（略）  （期末手当） 第 4 条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日における議員報酬月額及びこれに 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 225</u> を乗じて

現行	改正案
<p>得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>得た額とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第5条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。

(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和5年12月に支給する期末手当に関するこの条例による改正後の恵庭市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の225」とあるのは、「100分の235」とする。

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 陳情第8号

### 国の責任による少人数学級のさらなる前進を求める陳情書

#### (陳情趣旨)

コロナ禍のもと、密を避けるための身体的距離の確保とゆきとどいた教育の推進のため、さらなる少人数学級を求める声が強まり、2021年3月、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下、義務標準法）の一部を改正する法律」が成立しました。これによって小学校全学年での35人学級実現に道が開かれ、今年度は、小学校4年生までの35人以下学級が実現しました。

しかし、国際水準から見れば35人以下でも学校規模としては大きく、分散登校の経験から「20人程度の学級」を望む声が広がっています。小学校5年生以上の35人学級の早期実現と、中学校・高校の全学年での少人数学級の実現は、圧倒的多数の父母・保護者と教職員、地域住民の強い願いです。

いま、全国の多くの自治体でさらなる少人数学級のとりくみがすすめられていますが、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、小学校・中学校および高校全学年で少人数学級のさらなる前進と、そのための教職員定数改善を行うことがきわめて重要です。

以上の趣旨から、国に対する意見書を採択してください。

#### (陳情事項)

下記について、国に対する意見書を採択してください。

#### 記

1. 国の責任で、小学校、中学校、高校のすべてで少人数学級をさらに前進させること
2. 国は少人数学級実現のため、義務標準法・高校標準法を改正して教職員定数改善計画を立てること

令和5年11月24日

忠庭市議会

議長 長谷文子様

陳情者 ゆきとどいた教育をすすめる札幌・石狩連絡会  
代表 木村 俊二

住所

[REDACTED]

[REDACTED]



陳情第9号

国の責任で教職員未配置問題の改善を求める陳情書

(陳情趣旨)

この間、教職員の未配置が広がり深刻な事態となっています。文科省が2022年1月に明らかにした調査結果では、2021年度の始業日の時点で、小・中学校、高校、特別支援学校で1,897校、2,558人の教員不足が起きていました。現場では子どもたちの教育を保障するために、少人数指導などの目的で配置されている教員や教頭・校長を担任に充てるなど、教職員の努力でなんとか対応していますが、すでに限界を超えています。学校現場からは今年度も「病気休職の代替が来ず校内で対応した教職員が病気休職になった」など悲痛な声があがっています。教職員未配置により現場の教育活動に支障をきたすことは、子どもたちの学習権にかかわる重大な問題です。

この問題は、国が教職員の定数改善ではなく、人件費抑制のための「定数崩し」や「総額裁量制」を可能とする政策を進めた結果、正規で配置すべき教職員が臨時的任用教員や非常勤講師に置き換えられ続けたため、引き起こされている問題です。また、学校現場の多忙化・長時間過密労働などが解消されないため、教職離れを加速させています。教職員未配置問題を早急に国の責任で改善することが求められます。

以上の理由から、国に対する意見書を採択してください。

(陳情事項)

下記について、国に対する意見書を採択してください。

記

1. 国の責任で、教職員未配置問題を抜本的に改善するための措置を早急に講じること

令和5年11月24日

恵庭市議会

議長 長谷文子様

陳情者 ゆきとどいた教育をすすめる札幌・石狩連絡会  
代表 木村 俊二  
住所 [REDACTED]  
[REDACTED]

## 陳情第10号

### 特別支援学校の過大過密解消及び特別支援学級の学級編制標準の改善を求める陳情書

#### (陳情趣旨)

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、特別支援学校としてスタートした2007年からの15年間で在籍する児童・生徒数は4万462人増加しているのに対して、学校数は158校しか増えておらず、在籍数の増加に見合った学校建設がすすんでいません。各学校では、1つの教室をカーテンやついたてで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。トイレが足りず休み時間に行列ができる、スクールバスでの通学時間が1時間を超える等、児童・生徒の急増に教育条件の整備が全く追いついていません。

一昨年、特別支援学校の「設置基準」がようやく策定されました。しかし、児童・生徒数や学級数の上限等を規定することや既存校にも「設置基準」を適用させるなど、実効性のある「設置基準」の策定なしには、特別支援学校の過大過密の解消や教室不足の改善にはつながりません。

文科省は教室不足を解消するために令和2年から6年度までを「集中取組期間」として、学校建設に関する国庫補助率を2分の1としています。地方は財政的に厳しく学校設置は困難です。国の責任で国庫補助率を3分の2に引き上げることが求められます。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文科省学校基本調査によれば、小中学校合わせて2011年度17万4,360人から2022年度34万9,729人と約2倍になっています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子ども、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子ども、個別対応が常時必要な子ども等々、実態に大きな差があります。さらに、支援学級では一つの学級に小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子どもを一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編制標準は1学級8名のまま変わっていません。これを引き下げることが必要です。国に対する意見書を採択してください。

#### (陳情事項)

下記について、国に対する意見書を採択してください。

#### 記

1. 特別支援学校建設のための国庫補助率3分の2へ引き上げること



陳情第11号

学校給食の無償化を求める意見書の提出を求める陳情書

(陳情要旨)

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、児童生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。全国では、2021年5月1日時点で、小学校では99.7%、中学校では98.2%の公立学校において学校給食を実施されていることも、学校給食の重要性を示すものです。

こうした中、政府が公表した「こども・子育て政策の強化について(試案)」において、学校給食費の無償化に向けて、給食実施率や保護者負担軽減策等の実態を把握しつつ、課題の整理を行うことが示されました。

とりわけ、昨今の物価高騰によって家計が圧迫される中、学校給食の無償化は急がれるものです。

本道では、2022年5月1日現在で、学校給食費の無償化を実施している市町村が40市町村あるものの、財政状況の厳しさから無償化の実施や継続が困難な自治体も少なくありません。

よって、国においては、学校給食の無償化を早期に実現するよう強く求めます。

(陳情事項)

上記の内容を反映した意見書を国等に提出してください。

令和5年11月24日

恵庭市議会

議長 長谷文子様

陳情者 新日本婦人の会恵庭支部

代表 樋口 いよ子

住所



## 陳情第12号

### 令和7年度改定予定の事業系一般廃棄物処理手数料に関する陳情書

#### (陳情要旨)

恵庭商工会議所は、地域の総合経済団体として地場産業の振興はもとより、生活・産業基盤の整備推進をはじめ、地域活性化を図るため経済最優先で各種事業の推進に取り組んでいます。

恵庭市では、本年9月5日に恵庭市廃棄物減量等推進審議会に対し「ごみ処理手数料の見直し」について諮問され、令和7年度からの「事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理手数料の改定見直し(案)」が示されています。

令和2年度から焼却施設が稼働したことに伴い、ごみ処理量や処理原価の実績値から算出された改定(案)としており、特に事業系一般廃棄物処理手数料改定(案)については下表のとおりとなっています。

ごみ種別	現行単価	改定単価	改定率
資源物	114 円/10kg	120 円/10kg	5.3%
生ごみ	93 円/10kg	120 円/10kg	29.0%
可燃	217 円/10kg	280 円/10kg	29.0%
不燃	343 円/10kg	440 円/10kg	28.3%

今回の見直しにあたっては、ごみ処理恵庭モデル検討会の「ごみ処理恵庭モデル確立に向けた提言」を反映したものとしていますが、提言では事業者が概ね受容でき、近隣市の手数料水準との均衡性が図られるようにすることとしています。現行の手数料においても近隣市と比較して高い水準の上に、さらに約30%の大幅な単価改定は容認できません。

昨今のコロナ禍により多くの事業者が事業活動の縮小を余儀なくされ、ようやくその影響から脱却しつつあるものの、現在においてもエネルギー価格や資材などの物価高騰に加えて人手不足など、市内企業数の9割以上を占める中小企業・小規模事業所は大変厳しい経営環境が続いている状況にあります。

このようなことから、この度の手数料改定(案)につきましては、中小企業・小規模事業所の事業活動にも多大な影響を与えることは必至でありますことから、市として最大限の支援を求めます。

#### (陳情事項)

事業系一般廃棄物の改定単価の見直しまたは緩和措置などを講じること。

令和5年11月24日

恵庭市議会

議長 長谷文子様

陳情者 恵庭商工会議所  
会頭 土谷 秀樹  
住所 恵庭市京町80番地

## 一般質問の順位及び時間

順	月 日	氏 名	通告時間	適 用
1	11月29日	柏野 大介	70分	
2		新岡 知恵	60分	
3		澁谷 敏明	50分	
4		宮 利徳	50分	
5	11月30日	吉永 孝之	40分	
6		石井 美季	50分	
7		小橋 薫	50分	
8		矢野 浩章	40分	
9	12月1日	三上 まどか	50分	
10		川原 光男	50分	
11		生本 富士代	50分	
12	12月4日	松島 緑	50分	
13		野沢 宏紀	40分	
14		小林 卓矢	50分	

## 各 常 任 ・ 特 別 ・ 議 会 運 営 委 員 会 日 程

委 員 会	月 日	時 間	場 所	事 項
総務文教 常任委員会	12月5日	10:00	委員会室	・付託案件審査 ・所管事務調査
厚生消防 常任委員会	12月6日	10:00	委員会室	・付託案件審査 ・所管事務調査
経済建設 常任委員会	12月7日	10:00	委員会室	・付託案件審査 ・所管事務調査
基地特別委員会	12月8日	10:00	委員会室	・所管事務調査
議会改革 特別委員会	12月8日	13:00	委員会室	・所管事務調査
恵庭市議会ハラスメント根絶 特別委員会	12月11日	10:00	委員会室	・所管事務調査
議会運営委員会	12月4日	本会議終了後	第1委員会室	・意見案の調整
	12月12日	10:00		・追加案件